

山口県報

平成31年
4月12日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課)……………
 - 保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………
 - 保安林予定森林(森林整備課)……………
 - 歳入の収納の事務の委託(交通規制課)……………
- 公告
 - 平成三十一年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)……………
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………

山口県告示第百十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示(平成三十年山口県告示第四百十七号)は、廃止する。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 実施の目的
 - 高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者



山口県告示第百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 下関市豊北町大字神田上字惣崎八八五一の一・八八五二の一・八八七六の一・字岩戸八九五五の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 - 魚つき
- 三 解除の理由
 - 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

安林を次のように指定する予定である。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市玖珂町字寺ヶ迫二四五、一〇六七九の七〇から一〇六七九の七五まで、一〇六七九の七七から一〇六七九の七九まで、一〇六七九の八二から一〇六七九の八五まで、一〇六七九の八七、一〇六七九の八八、一〇六七九の九六、一〇六七九の九七、一〇七〇〇の一、一〇七〇二、一〇七〇三、字寺ヶ浴二四七の二、字長迫一〇六八五の一、一〇六八五の二

周南市大字小松原字第一荒瀬三三三、字第二荒瀬三三四の一、三三四の二(次の図に示す部分に限る。)、三三四の四、三三四の五・三三五の一・三三五の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字荒瀬一〇一〇七の二、一〇一〇七の一八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市玖珂町字寺ヶ迫一〇六七九の九七・一〇七〇〇の一・一〇七〇三・字寺ヶ浴二四七の二・字長迫一〇六八五の一・一〇六八五の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字小松原字第一荒瀬三三三・字第二荒瀬三三四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三三四の二、三三四の四(次の図に示す部分に限る。)、三三四の五、三三五の一、三三五の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る取扱歳入金の種類

パーキング・チケット発給手数料

二 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社中国警備保障

岩国市麻里布町三丁目一四番一四号

三 委託の期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間



(九六) 平成三十一年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「法」という。第四十一条の規定により、平成三十一年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

| 日 | 時 | 場 所 |
|--------|--------|----------------|
| 平成三一、七 | 二 午前九時 | 山口市吉敷下東三丁目一番一号 |
| 〃 | 〃 一四 | 山口県総合保健会館 |
| 〃 | 〃 二八 | 美祢市民会館 |
| 〃 | 〃 二八 | 岩国市地方卸売市場 |
| 〃 | 〃 七 | 山口県立農業大学校 |
| 〃 | 〃 一八 | 下松市地域交流センター |
| 〃 | 〃 一 | 下関市菊川ふれあい会館 |

二 受験資格

〃

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

試験の場所

提出期限

山口市吉敷下東三丁目一番一号 平成三十一、六、二五 午後五時
山口県総合保健会館

美祿市民会館

岩国市地方卸売市場

山口県立農業大学校

下松市地域交流センター

下関市菊川ふれあい会館

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十一年四月十二日から同年八月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

所在地 宇部市恩田町二丁目四一九〇の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 生活協同組合コープやま

住所 山口市小郡上郷九〇一の二

三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|-------|--------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 木原富士子 | セガミメデイクス株式会社 |

四 届出年月日

平成三十一年三月二十八日

五 変更年月日

平成十五年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

所在地 宇部市恩田町二丁目四一九〇の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二
ぐち

所 代表者の氏名

岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|---------------------------|----------|-----|
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社竹田園芸 | — |

四 届出年月日

平成三十一年三月二十八日

五 変更年月日

平成十九年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二
ぐち

所 代表者の氏名

岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|---------------------------|---------------|-----|
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 九州フジパンストア株式会社 | — |

四 届出年月日

平成三十一年三月二十八日

五 変更年月日

平成二十年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二
ぐち

所 代表者の氏名

岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|---------------------------|-----|-----------------|
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | — | フジパンストア株式会社 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | — | 名古屋市瑞穂区松園町一丁目五〇 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | — | 高山 昭一 |

四 届出年月日

平成三十一年三月二十八日

五 変更年月日

平成二十年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二
ぐち

所 代表者の氏名

岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|---------------------------|--------------|-----|
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社コニカカラー山口 | — |

四 届出年月日

平成三十一年三月二十八日
五 変更年月日

平成二十五年十二月三十一日

(九八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、広島市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

三 作業の期間

平成三十年五月十八日から平成三十一年三月十五日まで

平成三十一年四月十二日印刷
平成三十一年四月十二日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事